

檜葉町緊急時避難準備区域 復旧計画

平成 23 年 9 月
福島県檜葉町

はじめに

榑葉町において、緊急時避難準備区域に該当する地区はごく一部であり、当該地区は3地区存在する。各地区の詳細は以下の通りである。

■緊急時避難準備区域(20km圏外)

地区名	住民		企業	富岡消防署榑葉分署	榑葉町
	世帯数	世帯人数			
乙次郎	7	11			
大坂	14	38			
山田岡(南工業団地)			19社(27区画)	1署(1区画)	1(3区画)
合計	21	49	19社(27区画)	1署(1区画)	1(3区画)

◆町としての帰還方針(考え方)

緊急時避難準備区域が解除になり、その住民の帰還にあたっては、住民自身が帰還したいのか？したくないのか？といった住民の意向が最も重要であると考える。しかし解除になったとしても、行政サービスを含めた町全体の形成がなされていないため、生活圏は元通りになっても、生活自体が成り立つかどうか問題である。

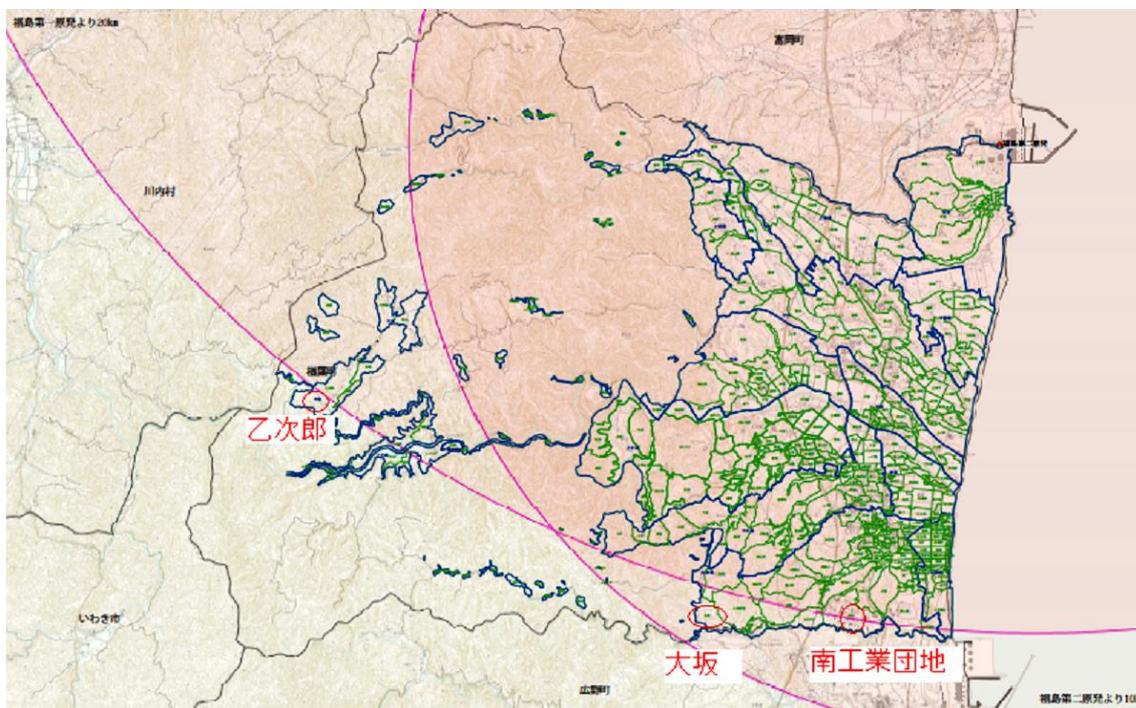
特に乙次郎と大坂地区の住民に関しては、世帯数や世帯人数が榑葉町人口全体の比重からみて少ないことや、その地区の立地条件、そして先に行われた行政区長会において、当面、帰還する意思がないことを確認しているため、町としては緊急時避難準備区域が解除になっても帰還を促さないこととしたい。

南工業団地については、敷地が緊急時避難準備区域と警戒区域に跨るが、緊急時避難準備区域の解除にあたっては、同敷地内を一体のものとして取り扱うよう要望する。

また、操業の再開にあたっては、町民の緊急時雇用促進の観点、そして何よりも1日も早い操業の再開を希望している企業もいることから、除染をはじめインフラの復旧についても早急に取り組み、安心安全な環境づくりに努めるとともに、国の補助事業の活用なども考えながら支援を行って参りたい。

福祉施設については、南工業団地内に1法人入居しているが、既にいわき市内において仮復旧させ営業を再開していること、警戒区域と隣接する地区であることから、入所者の安全等に配慮し、町としては帰還を促さないこととしたい。

楢葉町と緊急時避難準備区域該当地区の位置図



南工業団地における警戒区域の境界線



I. 住民・役所関係

1. 住民移転（企業を含む）

※住民の帰還を促さないことから、企業について記載する。

①対象企業の所在確認

(1)方法

町商工観光課が南工業団地に入居していた企業の連絡先を確認する。

(2)スケジュール

計画発動日より7日以内に完了させる。

②対象企業への説明及び操業再開の意思確認

(1)方法

対象企業数が多くないこと、各社のインフラ条件や被害状況が異なることから、企業を集めての説明会等を行わず、資料を用いて個別に説明するとともに、操業再開について意思の確認を行う。

(2)スケジュール

説明は計画発動日より1カ月以内に、意思確認は40日以内に完了させる。

③相談窓口の設置

(1)方法

基本的に榑葉町いわき出張所全体を担当窓口とするが、個別詳細担当を商工観光課商工係を担当として要望相談にきめ細やかに対処する。

(2)スケジュール

企業への連絡開始時まで稼働させる。

④操業再開目標日

平成24年3月までには、帰還を希望する企業の操業再開を目指す。

2. 町役場の移転・業務再開

当該施設等は対象区域に存在しないため、対象範囲外

II. 学校関係

3. 保育園、幼稚園、学校の再開

当該施設等は対象区域に存在しないため、対象範囲外

Ⅲ. 病院等、福祉施設関係

4. 病院の再開

当該施設等は対象区域に存在しないため、対象範囲外

5. 診療所の再開

当該施設等は対象区域に存在しないため、対象範囲外

6. 福祉施設の再開

南工業団地内に障害者自立支援施設社会福祉法人希望の杜福祉会ふたばの里が存在するが、既にいわき市内において仮復旧させ再開していること、警戒区域と隣接する地区であることから、入所者の安全等に配慮し、帰還を促さないこととしたい。

Ⅳ. インフラ関係

7. 上水道の復旧

(1) 山田岡（南工業団地）

(現状確認及び処置)

計画発動後、当該用水の状況を、処置必要、応急処置必要、特に処置の必要なしの3つのカテゴリーに分け、前二者について必要な処置を行う。

なお、必要な処置の実施にあたっては、双葉地方水道企業団が実施する。

(スケジュール)

破損状況等については、水道企業団職員が計画発動後7日以内に、目視等により状況を把握。

必要な処置の実施にあたっては、2か月以内を目途実施し、企業の操業再開

に支障をきたさない状況を実現する。

なお、職員の調査では発見できなかった事象で実際に企業が帰還しての使用に不都合が発生した場合は、都度対応するものとする。

(課題)

水道水供給に伴い、警戒区域内の水道施設を稼働（継続運転）させなければならないため、継続的な公益立ち入り許可が必要となる。

8. 下水道の復旧

(1) 山田岡（南工業団地）

南工業団地に住居を構える企業は19社あり、そのうち下水道を利用している企業は2社、そのほかの企業は合併処理浄化槽を利用している。

下水道の復旧にあたっては以下の事項が必要となる。

①下水処理場である「南地区浄化センター」の復旧

当概センターは檜葉町および日本下水道事業団により、目視による外観確認が6月15日におこなわれ、被災状況報告によると、ほぼ全壊状態にあり、修繕費用は概算で約4億円の費用が必要とされ、修繕期間も長期間を要する。

②下水道管路の復旧

南工業団地から南地区浄化センターまでの下水道管路の破損状況については、今後、下水道課が計画発動後7日以内に、目視により状況を把握。

必要な処置の実施にあたっては、6か月以内を目途に実施する。

したがって、下水道復旧にあたっては、多額な修繕費用と長期間を要するため、利用している2社については、合併処理浄化槽の設置を推奨する。

③浄化槽の復旧

各社の被害状況は把握していないが、一部の企業から浄化槽にも損害があるとの報告があったことや、操業再開にあたり汚泥処理が発生する確率が高いことから、各社の操業再開前には浄化槽汚泥やし尿処理が可能となるよう復旧を支援する。

④南工業団地の排水専用管

南工業団地の処理水は専用排水管で太平洋に流れ込んでいる。当該管路の破損状況については、今後、商工観光課が計画発動後7日以内に、目視により状況を把握。

必要な処置の実施にあたっては、3か月以内を目途に実施し、操業再開に支障をきたさない状況を実現する。

※上記①②③はすべて警戒区域内にあるため、立ち入りについては十分に注意

する必要がある。

V. 除染関係

9. 表土の除染

①山林

暫定的な措置として、住居からごく近隣部分において、下草・腐葉土の除去や枝葉のせん定を行う。その後の対応については、9月中旬に国から除染の適当な方法や必要な範囲などの公表された時点で作成。

②水田

9月中旬に国から除染の適当な方法や必要な範囲などの公表された時点で作成。

③畑

9月中旬に国から除染の適当な方法や必要な範囲などの公表された時点で作成。

④放牧地

9月中旬に国から除染の適当な方法や必要な範囲などの公表された時点で作成。

⑤住宅、工業団地等の敷地内

「市町村による除染実施ガイドライン」に基づき、町による「除染計画」を策定して実施する。

⑥その他

南工業団地内で除染に伴い生じる土壌等の仮置き場は、国による処分場が確保されるまでの間、原則、工業団地内の一画で一時保管することを基本とする。

表土の除染は、広範囲にわたるため各社での対応は困難であり、専門業者に依頼する必要があることから、町の緊急時雇用促進の観点より、原則、町の業者に対して指名競争入札を実施することとする。また、作業上の留意点などは、事前に業者への情報提供を行うとともに、必要に応じ測定機器の提供などを行う。

場合によっては、福島県の実施する線量低減化事業を活用することや、研修・講習会を通じて専門業者に安全な除染の情報提供を講じていく。

また、南工業団地の除染については、除染範囲が明確であり早期の操業を望むため、除染モデル地区として町の事業者を活用しながら国主導による除染実

施をお願いしたい。

10. 側溝の泥などの生活圏の除染

①側溝

「市町村による除染実施ガイドライン」に基づき、町による「除染計画」を策定して実施する。

②道路(一般道路)

「市町村による除染実施ガイドライン」に基づき、町による「除染計画」を策定して実施する。

③用水路

「市町村による除染実施ガイドライン」に基づき、町による「除染計画」を策定して実施する。

④河川

国から除染の適当な方法や必要な範囲などの公表された時点で作成。

⑤その他

町の緊急雇用促進の観点から、業者に依頼せざるを得ないものは、原則、町の業者に対して指名競争入札を実施する。

また、除染計画を策定して措置を実施するが、原子力災害対策本部が決定した「除染に関する緊急実施基本方針」(平成23年8月26日)に基づき、9.に示した表土の除染も含め、専門家派遣や財政支援等、国による全面的な支援をお願いしたい。

VI. その他

11. インフラの復旧

①電気

(1) 状況調査

基本的に帰還した企業が自社内の状況を個別に確認。

(2) 復旧対応

基本的に各企業の電気配送状況は、個別で対応していただく。

②ガス

(1) 状況調査

基本的に帰還した企業が自社内の状況を個別に確認。

(2) 復旧対応

基本的に各企業のガス使用は、個別で対応していただく。

③ゴミ収集・処理

(1) 現状確認

収集に際しては、ルート・収集日を確認。

(2) 復旧対応

当該地区を受け持つ南部衛生センターは、ゴミ収集運搬、処理処分業務を再開している。

④道路

(1) 現状確認及び処置

計画発動後、道路の状況を、処置必要、応急処置必要、特に処置の必要なしの3つのカテゴリーに分け、前二者について必要な処置を行う。

処置の実施、応急処置の実施にあたっては、早急に対応する観点から、ひとまず町予算を使用し処置を実施する。また、措置の実施者については、緊急時雇用促進の観点より、原則、町の業者に対して指名競争入札を実施する。

(スケジュール)

破損状況等については、町建設課の職員が計画発動後7日以内に、目視等により状況を把握。

応急措置の実施にあたっては、計画発動後2か月以内を目途実施し、通常の往来に支障を来さない、または事故等の危険を生じさせない状況を実現する。

処置の実施にあたっては、6か月以内を目途実施し、企業の操業再開に支障をきたさない状況を実現する。

⑤鉄道

当該施設等は対象区域に存在しないため、対象範囲外

⑥港湾

当該施設等は対象区域に存在しないため、対象範囲外

⑦漁港

当該施設等は対象区域に存在しないため、対象範囲外

⑧農業用水

住民の帰還を促さないため、対象外

⑨工業用水

(1) 現状確認及び処置

計画発動後、当該用水の状況を、処置必要、応急処置必要、特に処置の必要なしの3つのカテゴリーに分け、前二者について必要な処置を行う。

必要な処置の実施にあたっては、双葉地方水道企業団が処置を実施する。

(スケジュール)

破損状況等については、水道企業団職員が計画発動後7日以内に、目視等により状況を把握。

必要な処置の実施にあたっては、2か月以内を目途実施し、工場の操業再開に支障をきたさない状況を実現する。

なお、職員の調査では発見できなかった事象で実際に企業が帰還しての使用に不都合が発生した場合は、都度対応するものとする。

(課題)

工業用水供給に伴い、警戒区域内の水道施設を稼働（継続運転）させなければならぬため、継続的な公益立ち入り許可が必要となる。

1.2. 公的機関

①警察

当該施設等は対象区域に存在しないため、対象範囲外

②消防

富岡消防署柵葉分署（広域圏組合職員51名常駐）は6月10日から消防業務を再開している。

1.3. 公共交通機関

当該施設等は対象区域に存在しないため、対象範囲外

1.4. 生活に必要な民間サービス

民間サービスの再開は、緊急時避難準備区域の解除後における安全性について、国から事業者に対して十分に周知して頂くことを前提とする。

①金融機関

当該施設等は対象区域に存在しないため、対象範囲外

②郵便

(1) 集配送について

当該地域を受け持つ、郵便事業(株)いわき支店に対して通常郵便の集配送の再開について依頼。

(2) スケジュール

企業の操業再開が決定した後に、町より郵便事業(株)いわき支店に対し、企業の操業が再開される時点で集配送が再開できるよう文書で要請。

③宅配

(1) 集配送について

宅配業者に対して通常の配達事業再開について依頼。

(2) スケジュール

企業の操業再開が決定した後に、町より宅配業者に対し、企業の操業が再開される時点で集配送が再開できるよう文書で要請。

④新聞

(1) 配送について

新聞配達事業者に対して通常の配送再開について依頼。

(2) スケジュール

企業の操業再開が決定した後に、町より新聞配達事業者に対し、企業の操業が再開される時点で配送が再開できるよう文書で要請。

⑤電話回線

(1) 状況の把握・対応

各企業の電話回線に不具合が発生している場合は、各社が使用している電話回線の該当会社に個別に連絡・対応する。

⑥携帯基地局

(1) 状況の把握・対応

各企業が使用している携帯電話会社の基地局に不具合が発生している場合は、各社が使用している携帯電話会社に個別に連絡・対応する。

⑦ガソリンスタンド

当該施設等は対象区域に存在しないため、対象範囲外

⑧その他、民間施設・サービス

当該施設等は対象区域に存在しないため、対象範囲外

1.5. 産業・雇用に関すること

現在、工業団地内の一部が、原子力災害復旧関連の業者等の資材置き場となっており、風評被害などによる今後の営業に支障が生じないように要請を行う。

また、企業の操業が再開した場合、従業員の住居確保の問題が生じることが予想されることから、町民雇用の継続の観点から、従業員の仮設住宅建設も視野に入れた対策が検討課題となっている。

1.6. 仮設住宅の整備

当該区域は対象範囲外。

おわりに

緊急時避難準備区域の解除にあたり、住居のある乙次郎地区、大坂地区については、その世帯数や人数、また、行政サービスが行き届くか、生活自体が成り立つかどうか、そして行政区長会において、当面、帰還する意思がないことを確認していることから、町としては両地区の住民の帰還を促さないこととし、南工業団地に入居する企業のみ、帰還の対象とした。

檜葉町のほとんどが警戒区域に該当しているため、現時点においても全町民が避難生活を余儀なくされている。警戒区域が早期に解除され、また、1日も早く町民が安心して元の生活に戻れるよう、国としても更なる尽力をお願いするとともに、町としても引き続き最大限、町民を支援して参りたい。